平成２７年（フ）第９９２７号
東京都北区浮間２丁目10―13―307
債務者　阿部　美香
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３０号
東京都足立区伊興１丁目18―24―100
債務者　安本海生こと　金　　海生
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３６号
千葉県柏市旭町２丁目９―151―104
債務者　福田　隆之
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３９号
東京都練馬区南田中５丁目25―23―205
債務者　山崎　秀行
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４１号
東京都江戸川区中央４丁目１－２－101
債務者　久保田るりえ
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４６号
東京都葛飾区堀切２丁目７－５
債務者　竹花いし子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４４号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目22番地14　サンライフＢ207
債務者　小節富士子（旧姓前野）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２６号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸１丁目12番27―202号
債務者　神沢　靖子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３６号
横浜市磯子区森４丁目８番14号　ハーモニーハイツ105号
債務者　真嶋　甚一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１０号
神奈川県綾瀬市落合南９丁目15番20号　メゾンやまだＡ203
債務者　玉造　芳子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１号
釧路市大楽毛西１丁目28番４号
債務者　中尾　淑子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８３７号
東京都立川市高松町３丁目８番９号パル井上207号
債務者　桑本　　聡
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９２６号
千葉県八千代市八千代台東１丁目29―18―102
債務者　麻田　智輝
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３５号
東京都中野区松が丘２丁目19―６―102
債務者　石川　啓二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４０号
東京都葛飾区堀切８丁目20―17―109
債務者　三浦　勇一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部